

令和3年10月7日

各障害福祉サービス事業者等
代表者 様

水戸市長 高橋 靖

障害福祉サービス等事業所に係る総量規制の例外的な取り扱いについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）に定める障害福祉サービス及び障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」といいます。）については総量規制を実施していますが、例外的な取り扱いについて令和3年11月1日より下記のとおり取り扱いますので、御了知ください。

記

1 総量規制を実施する障害福祉サービス等の種別

- (1) 生活介護
- (2) 就労継続支援B型
- (3) 障害者支援施設
- (4) 児童発達支援

2 総量規制の例外的な取り扱い

次に示す場合に限り、例外的に総量規制を適用しません。

- ア 障害者支援施設において施設入所支援と生活介護を一体的に提供することにより、障害者支援施設の入所待機者の解消に資する場合
- イ 行動障害がある障害児者や医療的ケアを要する障害児者（重症心身障害児者を含む）を支援の対象とするサービスを提供しようとする場合
- ウ 就労継続支援B型事業所が農福連携を行い、利用者の工賃向上を図ろうとする場合（農福連携の例）
 - ・事業所が農地を確保し農業に取り組むもの
 - ・農作業を請け負うもの
 - ・農作物を事業所に持ち込み、事業所内で加工調整するもの

3 例外的な取り扱いを適用して指定をうけようとする場合

総量規制の例外的な取り扱いを適用して事業所の指定を受けようとする事業者は総量規制の例外的な取り扱いを求めるための障害福祉サービス事業計画書（以下「計画書」といいます。）を提出し、市と協議を行ってください。計画書が承認され、当該事業所の指定申請について、市の指定基準を満たせば指定を行います。

問い合わせ

水戸市障害福祉課（指定事務担当）

電話：029-350-8053